

児童育成計画策定指針

平成7年6月27日
厚生省

1 児童育成計画の策定の趣旨

(1) 少子化への対応

最近の子どもの出生をめぐる状況を見ると、平成5年には、女性が一生の間に生む子どもの数を示す合計特殊出生率は、1.46と史上最低を記録した。平成6年には1.50（概数）と10年ぶりに上昇したが、依然として低い水準であり、少子化が進行していることは否めない状況である。

少子化については、子どもの自主性や社会性が育ちにくい、社会保障費用に係る現役世代の負担が増大する、社会の活力が低下する等の影響が懸念されている。

そこで、このような少子化に対応するため、国においては、平成6年12月、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（『エンゼルプラン』＝平成6年12月16日＝文部・厚生・労働・建設4大臣合意）を策定し、その具体化の一環として、「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」（『緊急保育対策等5か年事業』＝平成6年12月18日＝大蔵・厚生・自治3大臣合意）をとりまとめて、保育

サービス等の充実を図ることとした。

(2) 地域での計画的な取組みの推進

エンゼルプラン及び緊急保育対策5か年事業に盛り込まれた保育サービス等の事業は、各地方公共団体が実施主体となるものが大半である。

これらの事業を推進していくためには、都道府県及び市町村（特別区を含む。）がそれぞれに児童育成計画を策定することにより、地域住民の多様なニーズに応え、将来の保育サービス等の事業量に関する具体的な数値目標を設定して事業を進めていくことが必要である。

このため、計画策定を行って積極的に事業を推進する地方公共団体を支援していく観点から、策定方法の一例としてこの指針を示すこととしたものである。

したがって、各地方公共団体においては、この指針を一つの参考として、各地域ごとに地域の実情に応じた方法で計画等定が行われることが望ましい。

2 児童育成計画の策定上の基本的視点

児童育成計画を策定する際には、以下の視点に立つ必要がある。

(1) 子どもの視点

わが国は、児童の権利に関する条約の締結国とし

て、子どもに関わる種々の権利を擁護し、施策を推進することが要請されており、また、子どもは保育サービス等の直接の受け手であることから、子どもの利益が最大限尊重されるよう配慮する必要がある。

(2) 利用者の視点

個人の価値観や生活様式が多様化するのに伴い、保育等のサービスニーズも多様化していることから、利用者の多様かつ個別的なニーズに柔軟に対応できるよう配慮する必要がある。

(3) 社会全体の視点

子育て支援は、国や地方公共団体はもとより、企業・職場や地域社会を含め社会全体として取り組むべき課題であることから、家庭における子育てを支援するため、あらゆる社会の構成メンバーが協力していくシステムを構築する必要がある。

(4) 家庭環境の変化

核家族化や都市化の進展により、世代間の育児知識の継承が困難になるとともに、地域における子育ての助け合い機能が希薄化し、子育ての孤立化が生

じていることから、子育ては家庭の持つ重要な機能であることを認識し、家庭における子育てを支援していく方策を講ずる必要がある。

(5) 就労環境の変化

女性の就労が拡大する一方で、子育てと仕事の両立が困難になっていることから、子育てをしながら安心して働くことができる環境を整備する必要がある。

(6) 地域の特性

市町村の人口規模、高齢化等の状況には大きな差異があるととも社会資源も様々であり、産業構造や地域住民の意識等も全国一律でないことから、市町村においては、地域にふさわしい計画づくりに自主的に取り組む必要がある。都道府県においても、各地域の多様なニーズに対応した計画づくりが可能となるよう、地域の実情に応じてきめ細やかに支援する必要がある。

サービス提供に際しても、地域の実情に即して、施設、マンパワー等の既存資源の有効活用に努めるとともに、多様なニーズに対応する観点から民間事業者との連携・活用も考慮する必要がある。

3 児童育成計画の策定上の留意点

(1) 策定時の留意点

計画の総合性

子育て支援は、子どもの成長に応じて、出産前後の母子保健施策から保育、教育等に及ぶとともに、子どもの育つ住宅や親の就労環境、街づくりまでを含めて、検討を行うことが必要となる。このため、児童育成計画を策定するに当たっては、福祉・保健の分野はもとより、労働・教育・住宅等の分野をも含め、総合性を持たせた計画とすることが望ましい。

また、地域によって少子化の著しい場合には、産業振興や雇用確保、定住対策等をも含むさらに広い視点から検討する必要も生じてくることに留意すべきである。

計画の実効性

児童育成計画を策定するに当たっては、現実に子育て支援のための環境づくりが推進されるよう、実効性が十分に確保されるよう留意する必要がある。

他の計画との整合

市町村における児童育成計画は、地方自治法に規定する市町村の基本構想に即して定められるべきものである。

また、他の計画であって児童の育成に関するものと、調和を保つよう留意する必要がある。

なお、すでに当該自治体で策定されている計画であって児童の育成に関するものに、必要な追加修正等を加えて、児童育成計画とすることも可能であるし、総合的な計画の一部として児童育成計画を位置付けることも差し支えない。

策定のためのニーズの把握，住民意向の反映
児童育成計画の策定に当たっては，アンケート調
査，ヒアリング，懇談会等により，児童の状況やサ
ービス提供の現状及びニーズの動向を十分に把握す
る必要がある。

(2) 策定後の留意点

公表

児童育成計画は，子育てに対する社会の気運の醸
成等の観点から，策定後，住民に対し公表するこ
とが適当である。

実施状況の点検と見直し

児童育成計画は，その実施状況を毎年点検するこ
とが望ましい。

また，計画の実施状況，児童をめぐる状況の変化
に機動的に対応し，計画の妥当性を評価するため，
期間の中間前後において見直しを行うことが適当で
ある。

(3) 策定体制

庁内の策定体制

児童育成計画は，児童の福祉・保健に関係する課
部局のほか，企画・統計担当課部局，財政担当課部

局，人事担当課部局，住宅担当課部局，労働担当課
部局，教育担当部課部局等が参画する体制の下に策
定されることが望ましい。

都道府県と市町村の関係

児童育成計画の策定に当たっては，都道府県と市
町村は，定期的・日常的に協議・情報交換を行う場
を設ける等緊密に連携が採れる体制を整備する必要
がある。また，必要に応じ，近隣の地方公共団体と
協力・連携することが望ましい。

さらに，都道府県において児童育成計画を策定す
る際には，国の緊急保育対策等5か年事業に掲げら
れている事業等の実施主体は市町村であることにか
んがみ，計画の実効性を確保する観点から，これら
の事業の事業量等については，計画策定過程におい
て十分に市町村との連絡調整に努め，市町村におけ
る事業執行が着実に進められるように配慮する必要
がある。

関係団体等との連携

児童育成計画の策定に当たっては，学識経験者や
児童福祉団体，保健・医療団体，社会教育団体，経
済・労働団体，専門教育機関等の関係者の積極的な
参加を求めるため，計画策定委員会の設置又はこれ
に準ずる体制を組むとともに，その他の専門家，関
係者，利用者等の意見も広く取り入れられるよう配
慮する必要がある。

4 市町村児童育成計画に盛り込むべき項目

市町村児童育成計画に盛り込むべき項目としては，
以下のような例が考えられる。

(1) 計画策定の理念

本指針の「2 児童育成計画の策定上の基本的視
点」を踏まえ，地域の実情に即して，市町村児童育
成計画を策定する際の基本的な理念について記載す
る。

(2) 計画期間

計画の目標年次は，国のエンゼルプランの計画期
間である10年，あるいは緊急保育対策等5か年事業
の計画期間である5年を参考に，他の計画等との整

合を図りながら，市町村の実情に応じて設定する。

(3) 現状分析

現状分析の項目例は以下の通りである。詳細につ
いては，別冊1「現状分析編」を参照すること。

人口・世帯数の動向

- 1 人口
- 2 世帯数の推移

地域の産業・就業構造の動向

- 1 産業分類別事業所数，従業員数
- 2 産業分類別工場数，従業者数
- 3 製品出荷額
- 4 農家数，農業就業人口，経営耕作地面積の推
移

家庭や地域の動向

- 1 就労状況
- 2 世帯構成の動向
- 3 地域社会の動向
- 4 児童の年齢別・時間帯別の居場所

保育サービス等の提供の状況

- 1 保育所の状況
- 2 特別保育等の状況
- 3 認可保育所以外の民間保育施設等の状況
- 4 放課後児童対策事業の状況
- 5 母子保健事業の状況
- 6 相談事業の状況
- 7 児童館等，児童厚生施設の状況
- 8 児童委員の活動状況
- 9 地域活動の状況

課題と問題点

(4) 人口推計

計画の策定の前提として，計画の目標年次における人口の推計が必要となる。

本指針においては，市町村児童育成計画担当者が人口推計を行う際に利用できるような具体的方法を示す。詳細については，別冊2「人口推計編」を参照すること。

また，人口推計については市町村老人保健福祉計画の策定の際等にも実施されていることから，それらを活用できる場合はそれを利用することも可能である。

(5) 事業量

国の緊急保育対策等5か年事業に該当するもの事業量の算出方法の詳細については，別冊3「保育等事業量算出編」を参照すること。

- | | | |
|------------------|----|----|
| 1 保育児童総数 | | 人 |
| 2 低年齢児（0 - 2歳）保育 | 人 | |
| （うち産休明け保育） | | 人 |
| 3 時間延長型保育 | | か所 |
| 4 一時的保育 | | か所 |
| 5 放課後児童クラブ | 人， | か所 |
| 6 地域子育て支援センター | | か所 |
| 7 乳幼児健康支援サービス | | か所 |

その他のサービス等の事業量

緊急保育対策5か年事業に記載されていないサービス等についても，事業量等を算出する場合には，その事業量・事業方針等を記載する。

1 保育分野について

・家庭保育室等の認可保育所以外の保育分野のサービスについても，地方単独事業等で助成・支援していく場合には，その事業量・事業方針を記載する。

・夜間保育，障害児保育等の特別保育事業について，積極的に取り組んでいく場合には，その事業量・事業方針を記載する。

2 健全育成分野について

・児童館等，児童健全育成のための施設及び子どもにやさしい街づくり事業等の健全育成分野のサービスについて，積極的に取り組んでいく場合には，その事業量・事業方針を記載する。

3 母子保健分野について

・1歳6カ月児健診，訪問指導等の母子保健分野のサービスについて，積極的に取り組んでいく場合には，その事業量・事業方針を記載する。

(6) サービス提供体制

・事業量や事業方針を設定したサービス等について，それぞれの提供場所・提供方法等の体制について記載する。

・それぞれのサービスを利用しやすくするための方策（手続の改善，受付時間・場所の拡大等）についても記載する。

(7) 人材の確保

以下のようなマンパワーについて，その確保策及び研修等に資質の向上策について記載する。

- ・保母等
- ・児童厚生員，放課後ケアワーカー，プレイリーダー等
- ・保健婦等
- ・（地方単独事業等で助成・支援する場合）家庭保育員，ベビーシッター等

(8) 関係方面との連携等，児童育成のための環境整備

福祉・保健・医療の連携方策について

- ・ 保育所，地域子育て支援センター，市町村保健センター等のサービス提供主体間の連携方策について記載する。
- ・ 児童相談所，福祉事務所，保健所等，関係行政機関の間の連携方策について記載する。

地域の組織との連携方策について

- ・ 社会福祉協議会，児童委員，母親クラブ，地域のボランティア団体，青少年育成組織，商工会議所，

青年会議所等の地域の組織との連携・支援方策について記載する。

(9) その他関連分野について

上記に掲げた項目以外にも，関係部局・関係団体との連携の下に，子育ての環境づくりに関連する下記のような分野についても記載することが望ましい。

その際には，国のエンゼルプランの内容を参考に，地域の実情に即したものとなるよう留意すること。

教育分野について

労働分野について

住宅・生活環境基盤整備の分野について

5 都道府県児童育成計画に盛り込むべき項目

都道府県児童育成計画に盛り込むべき項目としては，「4 市町村児童育成計画に盛り込むべき項目」の(1)～(9)の項目に加え，都道府県が実施主体となっている以下の事業等を盛り込むことが考えられる。

保母等の人材養成・確保

児童相談体制の整備

都道府県立児童センター等の整備

児童環境づくり推進機構等の子育て支援組織の整備

都道府県単独事業による市町村への助成事業等